**「にらさき情報掲示板」イベントスペース利用規約**

韮崎市地域情報発信センター

指定管理者　株式会社まあめいく

令和３年４月1日制定

令和３年５月１日一部改定

第１条（目的）

「にらさき情報掲示板」イベントスペース利用規約(以下「本規約」という。)は、東日本旅客鉄道株式会社韮崎駅構内の「にらさき情報掲示板」（以下「当施設」という。）を運営管理する「韮崎市地域情報発信センター」（以下「当センター」という。）の指定管理者である株式会社まあめいく(以下「当社」という。)が当施設におけるイベントの開催場所（以下「当スペース」という。）の提供を行うにあたり、当該取引に関する基本的な条件およびその他必要な事項を定めるものです。

第２条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次のとおりとします。

（１）イベント

　　　広告宣伝等を目的とした展示・装飾、物品販売等の開催で、特定の情報を公衆に示すことにより、知得し

た者の態度や行動に影響を与えることを目的とした行事や催し物等をいいます。

（２）準備

　　　イベント開催のための展示・装飾等その他これらに類似する行為をいいます。

（３）片付け

　　　展示・装飾等の撤去ならびに当スペースの原状回復その他これらに類する行為をいいます。

（４）申込者

　　　イベントの主催者は申込者とし、当スペースの利用申込みを行う者とします。申込者は、イベントに関す

る一切の責任を負うものとします。申込者は原則として法人またはこれに準ずる団体若しくは個人としま

す。なお、申込者がイベントに係る業務を第三者に委託する場合は、当該委託先に対して申込者が負う義

務と同等の義務を課すとともに、当該委託先の一切の行為について、申込者が連帯してその責任を負うも

のとします。

第３条（適用範囲）

当スペースの取扱いは、本規約の定めるところによるものとし、申込者は本規約の内容に同意し、これを遵守するものとします。

２．本規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によります。

第４条（規約の変更）

本規約は、申込者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。この場合、当社は、当施設および当センターのホームページ上で本規約を変更する旨、変更適用日および変更後の内容を当該変更適用日までに周知するものとし、変更適用後も申込者が当スペースの利用を継続した場合には、申込者は本規約の変更に同意したものとみなされ、当社と申込者との間では、本規約の変更後の内容が契約内容となるものとします。

第５条（イベント開催基準）

開催するイベントの内容等に関する基準は、当社が定めます。

２．開催するイベントは、原則として、韮崎市に関係するものに限るものとします。

３．当社は、開催するイベントの全部または一部の内容が、次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合には、当スペースの提供を行いません。

（１） 責任の所在が不明瞭なもの

（２） 内容が事実と異なるものまたは不明瞭なもの

（３） 特定の個人または団体等を誹謗し、名誉もしくは信用を傷つけ、またはプライバシーを侵害する等、特定の個人または団体等の権利利益を損なうもの

（４） 民族、国籍、出身地、性別、身体的特徴、傷病、職業、学歴、年齢、思想信条等で特定の個人または団体等を不当に差別するもの

（５） 犯罪、暴力、売春、麻薬等を肯定、示唆、助長または美化し、社会的秩序を乱すもの

（６） 詐欺的なものや悪質商法等、公衆に不利益を及ぼすもの

（７） 醜悪、残虐または猟奇的な表現により、知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの

（８） 非科学的な根拠等により、人心を惑わせ、または知得した者に恐怖心や不快感を起こさせるもの

（９） 露骨で卑猥な性表現等風紀上好ましくない表現やセクシャルハラスメントにあたる表現を含むもの

（10） 過度に射幸心や投機心をあおるものまたは過度に享楽的な内容のもの

（11） 青少年の健全な育成を妨げるもの

（12） 広告関連法規に抵触するもの

（13） 国際法規に違反し、または国家間の信義を損なうもの

（14） 虚偽または誇大な表現により公衆に誤認を与えるもの

（15） 他人の肖像、氏名、談話、著作物等を無断で使用しているもの

（16） 内容に係争中の事実を含むもの

（17） 内容が社会的に糾弾されている事実を取り扱っている等、掲出に対する社会的なコンセンサスが得られ

　　　 ないもの

（18） 特定の政治活動または布教活動のためにするもの

（19） 思想信条等において、中立的立場を欠くと判断されるもの

（20） 取り扱うことにより当社・当センターまたは当社・当センター職員等の生命、身体、財産、名誉等に危険

が及ぶもの

（21） 韮崎市に無断で韮崎市のロゴ等を使用し、または韮崎市あるいは当社・当センターが主催、共催、後援、

協賛等している旨の表現を無断で用いているもの

（22） 事実と異なり、韮崎市あるいは当社・当センターが特定の商品や広告内容を支持、推奨、保証しているか

のような表現を用いているもの

（23） 当社・当センターの業務を妨害し、または業務に支障を生じさせるもの

（24） 当施設の品位や美観を損なわせ、または安全で良好な環境維持を妨げるもの

（25） その他当社が不適当と認めたもの

４．当社は、申込者が次のいずれかに該当し、または該当するおそれのある場合には、当スペースの提供を行いません。

（１） 実態が不明瞭または運営体制等に懸念がある者

（２） 暴力団等反社会的勢力またはそれらと関係を有する者その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

（３） 韮崎市あるいは当社・当センターとの取引において債務不履行となった者

（４） 法令違反、公序良俗違反その他社会的信用失墜行為を犯した者

（５） その他前項各号の基準に照らして不適当と当社が認めた者

第６条（イベントスペース利用基準）

 当施設は、東日本旅客鉄道株式会社韮崎駅構内に位置し、待合室に併設していることから、以下の事項を遵

守してください。

（１） イベント時に使用可能なスペースは、当センターが指定する場所とします。指定場所以外は使用しない

でください。なお、当センター内の固定棚一部および移動棚３台は、必要に応じ使用することができます。

（２) 騒音・振動・異臭を発する等の周辺に迷惑となる行為は禁止します。

（３) 火気の使用は禁止します。

（４) 調理は禁止します。ただし、調理済みの食品の温めなおしは可とします。

（５) 水道は使用できません。照明および電気の使用を希望する場合は、申込時に当センターへ申し出てくださ

い。

（６) イベント時に出たゴミは、必ず、持ち帰ってください。

（７) 営業・販売活動を行う場合は、法令等を遵守し、適正に行ってください。

（８) 物品販売をする場合は、必ず販売先に領収書等を発行し、申込者が販売責任者である旨を明記してくださ

い。強引な営業・販売行為は禁止します。

（９) 飲食品を販売する場合(試食・試飲・配布を含みます。)には、自己の責任において保健所への届出等、

必要な手続を行うと共に、衛生管理を徹底してください。

（10) イベント来場者とのトラブルまたは事故等が発生した場合は、直ちに当センターへ報告し、自己の責任

と負担において誠実にこれを解決し、市および当社・当センターに一切の負担をかけないものとします。

第７条（イベント開催案の審査）

　　申込者は、第８条に定める申込みと同時に、イベント開催案その他当社が指定する資料（以下「イベント開催案」といいます。）を当センターに提出し、イベント開催案の審査を受けることとします。

２．当センターは、イベント開催案について第５条に定めるイベント開催基準および第６条に定めるイベントスペース利用基準に照らして違反や不適合がないかを審査し、審査結果を申込者に通知します。なお、申込者は、当センターがイベント開催案について必要に応じてその業務の範囲内で複製すること、法令、裁判所の決定または命令および行政官庁に要請された場合は、その要請の範囲内で要請機関へ開示すること、審査上等の理由で確認が必要と当センターが判断した場合は、その理由の範囲内で行政機関等の専門機関にイベント開催案を提出し、照会する場合がありうることを予め了承するものとします。

３．前項の審査において非承認となった場合、これにより生じた申込者の損害について、当社・当センターは何等の責任も負わないものとします。また、承認となった場合であっても、申込者は、当該承認通知が、イベント開催案が法令等に照らして問題ないものと当社・当センターが保証するものではないことを予め了承するものとします。

４．当社・当センターは、審査結果について、申込者に対して、その承認または非承認の理由を明示する義務を

負わず、また、イベント開催案の校正および返却は行いません。

５．申込者は、当該承認通知後から当スペース希望利用期間初日までに、イベント開催案を変更する場合またはイベント開催案に関して第三者との間で紛争等が生じた場合その他当センターが必要と認めた場合には、再度審査を受けるものとします。

第８条（イベントスペースの利用申込み）

　　当スペースの利用申込みは、申込者が当社所定の申込書を当センターに提出することにより行うものとします。申込みの受付時間は、当センターの開館日午前９時～午後７時とします。

２．当センターは、前項の申込内容について当施設の状況その他の事情に照らし支障がないかを確認し、当該申込みを承諾した場合には、その旨を申込者に通知します。

３．当スペースの利用申込みは、１回に２回分までとします。利用希望日初日の属する月の２か月前の月初日から受付けます。ただし、当スペースに空きがある場合は、申込者の申し出に対して、当センターが特に認めた場合はこの限りではありません。

４．当センターは、当スペースに空きがない場合は申込みを留保します。

第９条（契約成立）

 当スペースの提供に関する契約（以下「本契約」といいます。）は、本規約の定めるところにより、申込者が

当センターに申込みを行い、当センターがこれを承諾する旨を通知し、申込者が利用料金を支払ったときに

当社と申込者の間で成立するものとします。

第１０条（契約の解約）

 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、申込者への催告等何等の手続を要さないで本契約の全部または一部を解約し、開催中のイベントを中止し、当スペースを片付けることができるものとします。

（１） 当社よりイベント開催の中止を命ぜられたときまたは当スペースの片付けを命ぜられたとき

（２） 法令等によりイベント開催の中止を命ぜられたときまたは当スペースの片付けを命ぜられたとき

（３） 申込者が、当センターが承諾した内容（イベント開催内容、利用期間等）と異なる内容でイベントの開催を行ったとき

（４） 申込者が第８条第２項の承諾を得ることなくイベントの開催を行ったときまたは行おうとしたとき

（５） イベントの開催内容または申込者が第５条各項に抵触する、または抵触するおそれがあるとき

（６） イベント開催に関して韮崎市あるいは当社・当センターと第三者との間で紛争等が生じ、相当の期間を経ても申込者による紛争等の解決が図られないとき

（７） 申込者が当センターに対して申し出た内容に虚偽があったとき

（８） 申込者が本規約の各条項または本規約に違反したとき

（９） その他特に必要が生じたとき

２．当スペース利用期間初日までに本契約の解約を希望する場合は、申込者が当社所定の取消届を当センターに提出することにより行うものとします。当センターは、当該届け出を承諾した場合には、その旨を申込者に通知します。

３．当スペース利用期間中に本契約の解除を希望する場合は、申込者が当センターに本契約の解除の申し出を

し、当センターがこれを承諾した場合に限り、中途解約することができます。

４．第１項第２号から第８号、第２項、第３項の規定により本契約が解約された場合には、当社・当センターは、申込者に対して解約に伴う何等の責任（損害賠償、損失補填、慰謝料その他名目の如何を問いません。）も負わないものとします。

５．第１項第１号または第９号の規定により本契約が解約された場合には、申込者と当社・当センターが誠意をもって協議し、必要な措置を講じるものとします。

第１１条（イベント開催内容・契約内容の変更）

 本契約の成立後は、イベント開催内容の変更（形態、内容または企画その他一切の変更を含みます。）または契約内容の変更（申込者、イベント開催内容、利用期間、その他一切の変更を含みます。）をすることはできないものとします。ただし、申込者の申し出に対して、当センターが特に認めた場合はこの限りではありません。

第１２条（利用期間・利用回数・利用可能時間）

 利用期間・利用回数は、当社が定める取扱条件に基づき、本契約において取り決めるものとします。

２．利用期間は１回に７日以内（１日単位）、利用回数は月に２回までとします。１回の利用期間と次の利用期間には７日以上の間隔をあけるものとします。ただし、当スペースに空きがある場合は、申込者の申し出に対して、当センターが特に認めた場合はこの限りではありません。

３．利用可能時間は、東日本旅客鉄道株式会社韮崎駅の営業時間帯（電車の始発時間から終電時間まで）とします。（概ね午前６時頃～午前０時頃）

第１３条（イベントの準備）

　　イベントの準備は、当センターが承諾した当スペース利用期間初日以降、申込者が自己の責任と負担により、自ら行うものとします。

第１４条（イベント関係物品等の管理）

 当スペース利用期間中、イベント関係物品等の瑕疵、第三者による盗難・汚損または天災等の不測の事態等によるイベント関係物品等の損害については、当社・当センターは何等の責任も負わないものとします。

２．当施設の入口扉は常時開放していますが、当スペース利用期間中は、申込者の希望により施錠することができます。その場合は入口扉鍵を申込人に貸与しますので、申込時に当該鍵の貸出および返却の予定日時を申し出てください。申込者は、貸出予定日時に当センターで鍵の貸出しを受け、返却予定日時に当センターへ鍵の返却をしてください。申込者は、当該鍵の貸出期間中、当該鍵を責任を以って保管・管理しなければなりません。当該鍵の第三者への転貸、複製は禁止します。当該鍵を紛失または破損した時は、直ちに当センターに申し出て、当該鍵の交換等に要した費用を負担しなければなりません。

第１５条（イベントの片付け）

 イベントの片付けは、当スペース利用期間終了日までに、申込者が自己の責任と負担により、自ら行うものとします。

２．前項の規定にかかわらず、申込者に第１０条第１項各号に該当する事由が認められる場合には、当社は申込者に対して、イベントの片付けを求めることができるものとし、申込者は、当社が指定する期日までに、自己の責任と負担により、これを行うものとします。

３．当社は、申込者が前二項のイベントの片付けを当該期日までに行わないときは、申込者への催告等何等の手続を要しないで、申込者の負担によりこれを代行できるものとします。

第１６条（イベントスペース利用料金）

 本契約にかかる当スペース利用料金は１日当り１，０００円（税込）とします。

２．申込者は、申込時に当スペース利用料金を現金で支払うものとします。

３．利用者の責によらない利用により、当スペースが利用できなかった場合は、全額返金します。ただし、このために生じる利用者のいかなる損害についても当社・当センターは、一切の責任を負いません。

４．第１０条第２項の規定により本契約が解約された場合には、次の各号のとおりの取消料を差し引いた残額を返金します。

（１）利用申込日～利用期間初日の１か月前の前日・・・・・・・・・・取消料＝利用料金の２５％の額

（２）利用期間初日の１か月前～利用期間初日の７日前の前日・・・・・取消料＝利用料金の５０％の額

（３）利用期間初日の７日前～利用期間初日当日・・・・・・・・・・・取消料＝利用料金の１００％の額

第１７条（損害賠償・苦情等対応）

　　イベントに関する一切の責任は、申込者が負うものとします。

２．申込者は、イベントを通じて販売した商品若しくは提供したサービス、その他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、韮崎市あるいは当社・当センターまたは第三者に損害を与えないものとし、万が一、韮崎市あるいは当社・当センターまたは第三者に損害を与えた場合には、これにより韮崎市あるいは当社・当センターが

被った一切の損害（韮崎市あるいは当社・当センターが直接の損害を被った場合に限らず、韮崎市あるいは当社・当センターが第三者から受けた苦情に起因して被った損害を含みますが、これらの場合に限りません。）を賠償するものとします。また、イベントの内容に関し、韮崎市あるいは当社・当センターが第三者から苦情を受け、または第三者との間で紛争が生じた場合には、申込者の責任と負担において解決するものとし、申込者は韮崎市あるいは当社・当センターに一切の負担を掛けないものとします。

３．本契約成立後に、申込者の都合により、イベントの開催を中止した場合は、申込者は、自己の負担により、当該イベントの告知を受けた方および当該イベントの来場者への説明・謝罪等を行ってください。

第１８条（免責事項）

　　当社は、次のいずれかの事由によりイベントを行えない場合には、当スペース利用期間内であっても、当該事由が解消されるまでの間、当社の判断により当スペースの提供を行わないことができるものとします。

（１） 天災等不可抗力、法令等による撤去命令、第三者による掲出阻害、不測の事態その他当社・当センターの責に帰すことができない事由によりイベントを行えない場合

（２） 申込者によるイベントの開催が遅れた場合、申込者が取り扱うイベント関係物品等に瑕疵があった場合、申込者によるイベント開催方法に瑕疵があった場合その他申込者の責に帰する事由によりイベントを行えない場合

（３） 当施設が閉鎖または一時閉鎖した場合、当施設の事情により当スペースの確保が困難になった場合その他当社・当センターの指示により当スペースの提供を行えない場合

２．前項第１号または第２号により当スペースの提供を行わない場合には、当社・当センターは申込者に対して何等の責任も負わないものとし、前項第３号により当スペースの提供を行わない場合には、申込者と当社・当センターが誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

３．当社・当センターは、イベント開催により、広告宣伝対象となっている商品・サービスの売上等が向上すること、広告宣伝対象となっている団体または個人の知名度が上昇すること、広告宣伝対象が社会的批判の対象とならないこと、広告宣伝内容が広く世に伝わること、その他申込者が希望するイベントの効果が得られることを何等保証するものではなく、申込者はこれを了承の上、申込みを行うものとします。

第１９条（権利義務の譲渡等の禁止）

　　申込者は、本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または第三者のために担保に供し、その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第２０条（法令順守・権利処理）

　　申込者は、イベントを通じて販売する商品若しくは提供するサービスその他申込者による勧奨・宣伝行為に関し、関係する法律・規則および公正競争規約並びに業界団体が定めた自主規制がある場合はこれらを遵守します。

２．申込者は、第三者の著作権、特許権、商標権、プライバシー、パブリシティ権その他の権利を侵害すること

のないよう、自己の責任と負担により一切の権利処理を行うものします。また、行政庁および自主規制団体等の許認可手続が必要とされる場合には、自己の責任と負担より当該手続を行うものとします。

第２１条（届出事項）

　　申込者は、本契約の期間中、申込時に当センターに届け出た申込者情報（氏名または名称、居所または住所および連絡先その他当社の定める事項）に変更があった場合は、直ちに当センターへ通知しなければならないものとします。

２．当社・当センターが申込者に対して行う通知または催告は、申込者から届出のあった居所または住所に宛てて発することにより行うものとし、当該通知または催告が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第２２条（秘密情報等）

　　申込者および当社・当センターは、本契約に基づいて知り得た相手方の秘密情報（営業上、技術上の事実または資料その他情報等）を相手方の予めの書面による同意なく第三者に開示または漏えいしてはならないものとします。ただし、法令、裁判所の決定または命令および行政官庁の要請により必要とされる場合は、必要とされる範囲かつ要請等をされた機関に対する限りで開示することができるものとします。

２．当社・当センターは、本契約に基づいて取得した申込者の情報を適切に管理します。

第２３条（存続条項）

　　第１０条第４項および第５項、第１７条、第２２条、本条並びに第２４条の規定は、本契約が解除、期間満了その他の事由の如何を問わず終了した後も、なお効力を有するものとします。

第２４条（準拠法および管轄裁判所）

　　本契約の準拠法は日本法のみとし、本規約および本契約の規定は日本法に従って解釈され、執行されるものとします。

２．本契約に関して申込者と韮崎市あるいは当社・当センターの間で生じる紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２５条（協議事項）

　　本規約および本契約に定めのない事項並びに本規約および本契約の規定の解釈に関して疑義が生じた事項については、申込者と当社・当センターが誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

以　上